

令和5年秋の全国交通安全運動福島県実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間 令和5年9月21日（木）から9月30日（土）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 令和5年9月30日（土）

3 運動のスローガン

反射材 「ここにいるよ！」の メッセージ
〔 年間スローガン
わたります 止まるやさしさ ありがとう 〕

4 運動の重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

5 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

6 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体
地方交通対策協議会構成機関・団体
市町村
市町村交通対策協議会構成機関・団体

7 運動の重点に関する主な推進項目等

別紙のとおり

8 運動の進め方

- (1) 各推進機関・団体は、イベント等の行事の開催、広報紙（誌）や広報車等の各種広報媒体の積極的な活用などにより、広く県民に対しこの運動の周知徹底を図るとともに、相互に連携を密にし、支援協力体制を保持するなど効果的に運動を推進する。
- (2) 9月30日（土）は、「交通事故死ゼロを目指す日」であることから、県民一人一人が交通安全を考え、交通ルール・マナーの実践に自主的に取り組めるよう、重点的に啓発活動を実施する。

9 実施計画・実施結果の報告

構成機関	実施計画報告 様式	計画報告宛先 ・報告期限	実施結果報告 様式	結果報告宛先 ・報告期限
県交通対策協議会委員	第1号	県生活交通課 9月1日(金)	第2号	県生活交通課 10月13日(金)
各市町村交通対策協議 会(各市町村)	第3号	各地方振興局 8月28日(月)	第4号 第5～7号	各地方振興局 10月10日(火)
各地方交通対策協議会 (各地方振興局)	第1号 第8号	県生活交通課 9月4日(月)	第2号 第9号 第4～7号写し	県生活交通課 10月17日(火)